

第 1 章 各種相談窓口

第1節 保健・福祉の総合相談

保健・福祉サービスを必要とする方に適切なサービスを提供するためには、その方の健康状態や身体状況、生活の状態等を総合的な視点からとらえ、その方の意思を尊重しながら、各種のサービスを必要に応じて組み合わせていくきめ細かな対応が必要です。

すべての市民が、必要ときに適切な保健・福祉サービスを、地域に暮らしながら利用できるように、保健福祉センターを拠点として、各区単位のサービスを提供しています。

1 保健福祉センター

(1) 高齢障害支援課

高齢者・障害者等の各種の相談を受け、必要に応じた援助や施設入所等の事務を行っています。

○高齢支援班・・・・・・・・高齢者に係る各種相談を受け、必要に応じた支援等を行うほか、民生委員・児童委員に関することを担当します。

○障害支援班・・・・・・・・身体・知的障害者（児）の相談を受け、必要に応じた援助や指導を行います（精神障害者（児）については、健康課が担当します）。

○介護保険室・・・・・・・・介護保険制度に関する相談や要介護認定、介護サービス等の給付に関することを行います。

(2) こども家庭課

児童に関する手当や保育所・子どもルームの申請、虐待等の相談を受け、必要に応じた援助、指導を行います。

(3) 社会援護課

生活に困っている方に対して相談及び助言を行うとともに、生活保護による各種の援助並びに自立のための支援を行っています。

○社会給付班・・・・生活保護費や住居確保給付金の給付等及び、戦没者遺族等弔慰金の受付に関することを行います。

○保護班・・・・生活保護や中国残留邦人等に関する相談を受け、必要に応じた援助、指導等を行います。

(4) 健康課

健康・精神保健・難病に関する相談や各種申請等の受け付けをしています。

○すこやか親子班・・・・・・・・乳幼児の健康診査・育児支援等に関することを行います。

○健康づくり班・・・・・・・・健康教育・健康相談・介護予防等に関することを行います。

○こころと難病の相談班・・・・精神保健福祉相談・難病相談等に関することを行います。

2 保健所

保健所は、公衆衛生の向上を図るため、広域的・専門的・技術的に全市的な対応が必要とされる感染症対策等の対人保健サービス、食品衛生、環境衛生、医務・薬務等における監視及び指導等の対物保健サービスを実施する総合拠点として、設置されています。

3 保健福祉総合相談

保健や福祉に関する相談を受け、内容に応じ担当する課に引き継ぐなど、利用者のニーズに対応した保健福祉サービスの利用を支援するための電話相談を行います。

保健福祉に関することで、どこに聞いたらよいか分からないときに、お気軽にご利用ください。

○電 話 245-5720

○受付時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

[問い合わせ先 地域福祉課（令和2年4月1日以降）]

4 心配ごと相談所

民生委員・児童委員を主体とした相談員が、面接・電話により広く市民の日常生活上の相談に応じて、適切な助言を行います。千葉市社会福祉協議会の中に設置されています。

○所在地 中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ1階

○電 話 209-8860

○受付時間 月～金曜日 10:00～12:00 13:00～15:00（祝日・年末年始を除く）

5 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて、市長の推薦により厚生労働大臣から委嘱されており、その職務は、社会奉仕の精神をもって生活困窮者のほか高齢者、児童、障害者等で援護を必要とする方々の相談・援助にあたるとともに、保健福祉センターや児童相談所等の関係行政機関に対して協力することとされています。なお、民生委員は児童福祉法に定められた児童委員を兼ねています。

本市の定数は、令和元年12月1日現在で1,520人（うち主任児童委員156人）です。

[担当民生委員の問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

6 千葉市こころと命の相談室

平日の開庁時間の利用が困難なサラリーマン等が仕事帰りに気軽に相談できるよう、自殺予防の相談窓口を平日の夜間及び日曜日の日中に開設しています。

3名の専門職（産業カウンセラー、臨床心理士、行政書士等）が対面型相談により、こころの健康のほか、職場問題や多重債務問題などの相談に応じています。

○相談日時 月・金曜日 18:00～21:00（祝日・年末年始を除く）、月1回日曜日 10:30～13:00

○所在地 中央区新町18-12 第八東ビル501号室

平日の9:30～16:30に下記にて予約を受け付けています。

○電 話 216-3618

[問い合わせ先 精神保健福祉課]

7 千葉市ひきこもり地域支援センター

ひきこもり状態にある方及びその家族等を対象に、社会参加や自立を促すための相談、支援を行います。電話、来所による相談のほか、ご家庭等への訪問や外出への同行も可能です。

○所在地 美浜区高浜2-1-16 千葉市こころの健康センター内

○電 話 204-1606

○開所時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

[問い合わせ先 精神保健福祉課]

8 千葉市生活自立・仕事相談センター

様々な理由により生活に困りごとを抱えている市民の方に寄り添い、経済的社会的自立に向けた支援を行っています。

○千葉市生活自立・仕事相談センター中央

所在地 中央区中央 4-5-1 きぼーる 15 階

電話 202-5563

○千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛

所在地 稲毛区穴川 4-12-4 稲毛保健福祉センター1 階

電話 207-7070

○千葉市生活自立・仕事相談センター若葉

所在地 若葉区貝塚 2-19-1 若葉保健福祉センター3 階

電話 312-1723

相談日時(共通) 月～金曜日 8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)

[問い合わせ先 保護課]

9 千葉市母子健康包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関して、保健師または助産師の専門職が相談に応じ、保健福祉サービスの紹介を行います。保健福祉センター健康課内に設置されています。

相談窓口	電話番号	相談日	受付時間
中央母子健康包括支援センター	221-5616	月曜～金曜 (祝日、年末年始 除く)	8:30～ 17:30
花見川母子健康包括支援センター	275-2031		
稲毛母子健康包括支援センター	284-8130		
若葉母子健康包括支援センター	233-6507		
緑母子健康包括支援センター	292-8165		
美浜母子健康包括支援センター	270-2880		

[問い合わせ先 健康支援課]

第2節 子どもの相談

1 児童相談所

18歳未満のお子さんの養護・虐待・障害・非行・育成などについて相談に応じます。

専門のスタッフ（児童福祉司、心理判定員、言語聴覚士、医師など）が、必要に応じて調査・診断・指導を行います。また、定期的に児童相談所に来所する通所指導のほか、一時的に児童を保護したり、児童福祉施設等への入所（措置）も行います。そのほか、里親相談にも応じています。

(1) 主な業務

ア 相談

① 来所相談

児童相談員等が、各種相談（養護相談・虐待相談・心身障害相談・非行相談・育成相談等）を受け付けます。

② 電話相談

「子ども電話相談」を設け、専門の電話相談員が相談に応じています。

○相談日時 月～金曜日 9:00～16:30（12:00～13:00 及び祝祭日・年末年始を除く）

○電話 279-8080

イ 調査・診断指導

受け付けた相談に対し、児童福祉司が家庭や関係機関等を訪問し、調査・指導を行います。

また、医師や心理判定員等が専門的診断を行うとともに、必要に応じて通所指導を行います。

ウ 施設入所等

保護者がいない児童や、環境上養護を要する児童、障害のある児童等を必要に応じ児童福祉施設等へ入所させ、または里親等に委託しています。なお、世帯の課税状況により負担があります。

(2) 一時保護

家庭の事情で養育できなくなった児童や迷子、虐待を受けた児童を保護します。また、行動観察、短期入所指導等のため、一時的に児童を預かります。

2 家庭児童相談室

家庭相談員が子どもと家庭のことについて相談に応じ、問題解決のお手伝いをしています。

お子さんの学校生活、性格、習慣、家族関係、知能・ことばの遅れ、家出や夜遊びで困っているなどのお悩みを伺います。

相談窓口	電話番号	相談日	受付時間
中央保健福祉センターこども家庭課	221-2151	月・火・木・金曜日	9:00～ 16:00 (祝日、年末 年始除く)
花見川保健福祉センターこども家庭課	275-6445	月・水・木・金曜日	
稲毛保健福祉センターこども家庭課	284-6139	月・火・木・金曜日	
若葉保健福祉センターこども家庭課	233-8152	月・火・水・金曜日	
緑保健福祉センターこども家庭課	292-8139	月・水・木・金曜日	
美浜保健福祉センターこども家庭課	270-3153	月・火・水・金曜日	

3 児童委員・主任児童委員

○児童委員

お住まいの地域で、児童・妊産婦・母子家庭などの福祉に関する悩みごとについて、親身になって相談に応じます。相談内容によっては、必要に応じて、児童相談所、保健福祉センター、保健所など専門機関に取り次ぎます。なお、児童委員は民生委員が兼務しています。

○主任児童委員

学校や児童相談所などと連携して、いじめや児童虐待、育児など児童福祉に関する事項を専門的に担当し、区域を担当する児童委員の活動に協力します。児童委員とともに、皆さんの相談役・支え役となります。

[問い合わせ先 各保健福祉センターこども家庭課]

4 児童家庭支援センター

学校生活、しつけ、児童虐待、非行など児童に関する様々な問題についての相談に応じます。

[問い合わせ先]

- 子ども未来サポートセンターほうゆう 電話 215-2001
- 児童家庭支援センター・旭ヶ丘 電話 214-8633
- 児童家庭支援センター・ふたば 電話 285-5634

5 子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業

公民館主催事業「子育てママのおしゃべりタイム」や親子体操等へ、子育てについて気軽に相談できる子育てサポーターの派遣を行います。また、家庭教育アドバイザー（臨床心理士有資格者）が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。

公民館事業の日程などは、「ちば市政だより」をご覧になるか、各区中核公民館へお問い合わせください。

区名	中核公民館	電話番号
中央	松ヶ丘公民館	261-5990
花見川	幕張公民館	273-7522
稲毛	小中台公民館	251-6616
若葉	千代台公民館	237-1400
緑	誉田公民館	291-1512
美浜	稲浜公民館	247-8555

[問い合わせ先 生涯学習振興課 電話 245-5957]

6 青少年サポートセンター

青少年の健全育成や非行防止のため、学校や警察などの協力のもと、相談や補導活動及び青少年のサポート事業、広報啓発活動に努めています。非行・家庭問題・不登校などの電話相談及び来所相談を受けています。

○青少年サポートセンター(中央区、全区)	電話 382-7830
○東分室(若葉区)	電話 237-5411
○西分室(美浜区、稲毛区及び花見川区の一部)	電話 227-0007
○南分室(緑区)	電話 293-5811
○北分室(花見川区、稲毛区の一部)	電話 259-1110

7 千葉市子ども・若者総合相談センターLink

30歳代までのニート、不登校、引きこもりなど、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者とその家族の相談に応じています。

[問い合わせ先 千葉市子ども・若者総合相談センターLink 電話 050-3775-7007]

8 養護教育センター

学習の遅れ、落ち着きがない、就学や進路等に関することでお悩みの方に教育相談を行います。

(来所相談・電話相談・医療相談・土曜教育相談)

[問い合わせ先 養護教育センター 電話 277-1199(相談専用)]

9 療育相談所

心身に障害あるいはその疑いのある児童に対して、早期の診断・検査・評価を行い、障害の程度、発達レベルを明らかにし、障害に応じた療育・指導を行っています。

[問い合わせ先 療育センター「療育相談所」 電話 216-2401(直通)]

10 障害児等療育支援事業

在宅の障害児等が、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、支援事業者が、訪問又は外来による療育相談や訪問健康診査を行います。

また、障害児保育を行う保育所等の職員に対し、療育に関する技術の指導を行います。

[問い合わせ先 障害福祉サービス課]

第3節 高齢者の相談

1 千葉市あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心した生活が送れるよう、介護予防サービスのケアプラン作成や、高齢者の介護や福祉などに関するさまざまな相談に応じるほか、権利擁護などの業務を行います。

(1) 主な業務の内容

- ① 総合相談支援
- ② 介護予防ケアプランの作成
- ③ 権利擁護（高齢者虐待の防止及び対応、成年後見制度の利用支援）
- ④ 地域のケアマネージャーの支援、さまざまな機関とのネットワーク構築

なお、お住まいの地域により、担当するセンターが決まっています。詳しくは、各センターまでお問い合わせください。

[問い合わせ先 各あんしんケアセンター（地域包括支援センター）]

2 ちば認知症相談コールセンター

認知症の方やご家族などが気軽に利用できるコールセンターです。認知症介護等の経験者が電話で相談に応じます。

- 電 話：238-7731 プッシュ回線の固定電話（局番なし） #7100
中央区千葉港 4-3 千葉県経営者会館 5 階
- 相談 日：月・火・木・土 10:00～16:00
- 面接相談日：金（要予約）

[問い合わせ先 ちば認知症相談コールセンター]

3 千葉市認知症疾患医療センター

認知症に関する専門的な相談に応じ、認知症の方やご家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。相談の内容に応じて、地域の医療機関などの紹介や、鑑別診断などを行います。

- 電 話：226-2736・2256
中央区亥鼻 1-8-1 千葉大学医学部附属病院内
- 相談日：月～金（祝祭日、年末年始除く）9:00～15:00
※まずは電話でご相談ください。

[問い合わせ先 千葉市認知症疾患医療センター]

4 家族介護者支援センター

家族介護者（高齢者を在宅で介護している家族）が、日頃介護をしている中で困難に感じていることについて、ホームヘルパー等が分かりやすくアドバイスします。

電話でお気軽にご相談いただけるほか、ホームヘルパー等がお宅に訪問し介護方法（排泄介助や食事介助など）の実技を行いながら、直接アドバイスを受けていただくことができます。

- 電 話：302-2017 FAX：242-6376
中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター4 階
- 相談日：月～金 9:00～17:00 土 10:00～13:00

第4節 障害者の相談

1 障害者相談センター

障害者相談センターとは、障害者(満18歳以上の身体障害者・知的障害者及び難病患者)の更生援護の利便を図るための技術的専門機関として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の両機能を併せ持った施設です。

- 所在地 中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザB棟1階
- 電話番号 209-8823

(1) 業務の内容

障害者に関する専門的知識及び技術を必要とする相談・指導及び医学的・心理学的・職能的判定業務を行っています。

① 補装具に関する相談・指導及び処方と適合判定

身体障害者の身体の一部の欠損、又は機能障害を補い、日常生活を容易にするために用いる補装具(義手・義足・装具・車いす・補聴器他)の支給及び修理に際し、その処方・仮合せ及び適合判定を行っています。平成25年4月1日より難病患者(国が指定した疾患と関節リウマチ)も対象者となりました。

② 自立支援医療(更生医療)給付の要否判定

身体障害者が、障害の軽減・進行の防止・機能回復のために行う治療(人工透析等)について、その給付の要否の判定を行っています。

③ 身体障害者手帳の交付に係る障害程度の認定と手帳の作成事務

身体障害認定基準に基づき、障害程度の審査を行い、身体障害者手帳の作成を行っています。

④ 療育手帳交付に係る判定と手帳の作成事務

療育手帳の交付を希望する知的障害者に対し、その障害の程度を判定するとともに療育手帳の作成事務を行っています。

⑤ 職親委託を希望する知的障害者に対する要否判定

生活・職業指導等を目的とする職親制度の利用を希望する知的障害者に対し、その要否判定を行っています。

[問い合わせ先 障害者相談センター]

2 千葉市こころの健康センター

市民の皆様の心の健康の保持増進や知識の普及、精神障害者の保健福祉の増進を図ることを目的に、各種の事業を行っています。

- 所在地 美浜区高浜2-1-16
- 電話番号 204-1582

(1) 業務の内容

① 企画・立案

専門的立場から精神保健福祉施策を推進します。

② 技術援助・技術指導

地域で精神保健福祉活動を担っている保健所・保健福祉センターなどの関係機関に対し、専門的な立場からの助言指導を行います。

③教育研修

保健所・保健福祉センター・社会復帰施設などの関係機関で精神保健福祉業務に従事する職員に対し、専門的資質向上のための研修を行います。

④普及啓発

心の健康に関する知識の普及と精神障害についての正しい理解のため、講演会・講座(精神保健福祉講演会・ボランティア講座など)を開催します。

⑤調査研究

精神保健福祉に関する資料の収集、統計及び調査を行います。

⑥精神保健福祉相談

思春期や高齢期、アルコール・薬物依存に関する問題など、心の健康に関する相談を行います。また、精神科医師による来所相談(予約制)も行います。

⑦組織育成

ボランティア組織、家族の会、当事者の会、協力事業所の会、その他精神保健福祉に関する団体などの活動を支援します。

⑧こころの電話(こころの健康に関する専門員による相談電話)

- 電話番号 204-1583
- 受付時間 10:00～12:00、13:00～17:00(休館日を除く)
- 休館日 土・日曜日、祝日、年末年始

[問い合わせ先 こころの健康センター]

3 千葉市発達障害者支援センター

発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する様々な問題について、本人及びその家族等からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化を図ることにより、地域における総合的な支援体制を推進します。

- 所在地 美浜区高浜 4-8-3 (療育センター内)
- 電話番号 303-6088
- F A X 279-1353

[問い合わせ先 発達障害者支援センター]

4 障害者福祉センター

障害者に関する各種の相談に応じるとともに、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進や、スポーツ・レクリエーションのための便宜を総合的に供与し、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする施設で、機能訓練室、作業訓練室、ADL室等が設置されています。

- 利用時間 火曜～土曜日 9:00～21:00
日曜日 9:00～17:15
- 休館日 月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)、祝日、年末年始
- 対象者 原則として市内在住・在勤の18歳以上の障害者、障害者団体及び福祉団体
- 所在地 中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザ 1階

[問い合わせ先 障害者福祉センター]

5 障害者相談支援事業

障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービス利用支援等、必要な支援を行うとともに、権利擁護のための必要な援助を行います。

窓 口	所 在 地	電 話	F A X
まるめろ	中央区東本町 1-6	227-1781	227-1781
支援センターはなみがわ	花見川区天戸町 757-3	258-1400	258-1389
地域生活支援センターふらる	稲毛区作草部 2-4-6	050-3734-0480	206-4220
若葉泉の里 障害者相談支援センター	若葉区大宮町 2112-8	312-2853	265-5405
中野学園	若葉区中野町 1574-31	228-6114	228-4651
やさし〜ど（中野学園）	緑区土気町 1634	205-8488	205-8488
ディアフレンズ真砂	美浜区真砂 2-3-1	304-6311	304-6322

[問い合わせ先 障害福祉サービス課]

6 身体障害者相談員

身体障害者(児)やその家族の方に、身近な問題について、地域で相談・助言・指導をします。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

7 知的障害者相談員

知的障害者(児)やその家族の方に、身近な問題について、地域で相談・助言・指導をします。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

8 知的障害者生活支援事業

生活支援ワーカーが家庭や職場を訪問すること等により、金銭や衣食住に関する問題の解決など、地域生活に必要な支援を行います。

窓 口	所 在 地	電 話	F A X
畑町ガーデン	花見川区畑町 577-4	271-9191	271-9191
	畑町ホーム通勤寮内	350-1550	350-1555
中野学園	若葉区中野町 1574-31	228-6114	228-4651
やさし〜ど（中野学園）	緑区土気町 1634	205-8488	205-8488

[問い合わせ先 障害福祉サービス課]

9 障害者等住宅改造相談事業

障害者又は高齢者が居住する住宅を改造しようとする時に、専門的知識を有する者による相談を実施します。

○相談日 原則として第1・3火曜日の午後1時～5時まで(応相談)。

[問い合わせ先 障害者福祉センター]

10 結婚相談

身体障害者の結婚について、専門の相談員が相談に応じています。相談日は月曜日及び金曜日です。

[問い合わせ先 中央保健福祉センター高齢障害支援課]

11 手話相談

種々の手続きのため来所する聴覚障害者の窓口相談を行っています。相談日は月曜日、水曜日及び金曜日です。

○手話相談員専用 FAX 221-7675

[問い合わせ先 中央保健福祉センター高齢障害支援課]

12 精神保健福祉相談

専門医による精神保健福祉相談を予約制で行っています。

種 類		実施場所
精神保健福祉相談		各保健福祉センター健康課 千葉県こころの健康センター
専門相談	思春期相談	千葉県こころの健康センター
	高齢者相談	
	アルコール・薬物依存相談	

このほか、精神保健福祉相談員による相談を随時受け付けています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課・千葉県こころの健康センター]

13 千葉県障害者職場実習事業

就職を希望する障害者を支援するために「障害者職場実習事業」を実施しています。障害者と障害者雇用を検討している企業の橋渡しをして実習先での雇用を目指します。

[問い合わせ先 障害者自立支援課]

14 千葉障害者就業支援キャリアセンター

障害者の就労を支援し、また、障害者を雇用する（雇用を考えている）事業主を支援するため、就職に関する相談、センターでの訓練、職場実習、就労時の職場定着支援など、就労におけるあらゆる場面でのサポートを行います。

[問い合わせ先 千葉障害者就業支援キャリアセンター]

15 千葉障害者職業センター

就職を目指す障害者や障害者の雇用を考えている事業主に対して、就職や雇用、職場定着等にかかる支援・サービスを提供しています。

[問い合わせ先 千葉障害者職業センター]

16 障害者差別解消の相談窓口

障害者差別解消法は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害を理由とする差別については、民間事業者や主務官庁の相談窓口のほか、下記相談窓口へご相談ください。（下記相談窓口は、原則として市職員による差別に関する相談窓口です。）

- 電 話 245-5157
- F A X 245-5549
- 電子メール shogaisabetsu@city.chiba.lg.jp

[問い合わせ先 障害者自立支援課]

17 広域専門指導員等による相談

障害を理由として不利益な取り扱いを受けたり、合理的な配慮に基づく措置が行われない等、障害の

ある方の暮らしの中の差別に関わる様々な問題について、専門職員である「広域専門指導員」や身近な相談役である「地域相談員」が相談に応じます。

○相談専用電話 292-1317

○F A X 291-8488

[問い合わせ先 千葉県中央障害者相談センター]

18 障害者人権110番事業

障害者とその家族の方や関係者の方々のために、電話または面接によるご相談をお受けしております。

○相談窓口 中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター3階

○電話 246-2282

○F A X 246-2282

[問い合わせ先 千葉県手をつなぐ育成会]

19 千葉市障害者虐待防止センター

障害者虐待の早期発見・早期対応のため、障害者虐待防止センターを設置しています。障害者に対する虐待を発見した人は、迷わず下記のセンターまでご連絡ください（24時間受付）。

なお、通報者・届出者の情報は守られます。

○電話・FAX 中央区：221-2943 若葉区：234-2943

花見川区：275-2943 緑区：292-2943

稲毛区：284-2943 美浜区：270-2943

[問い合わせ先 各区保健福祉センター高齢障害支援課、障害者自立支援課]

第5節 権利擁護関係の相談

1 人権擁護委員による相談

夫婦、扶養、近隣関係、差別待遇、名誉毀損、いやがらせ、いじめなど人権上の悩みごとについて、人権擁護委員が相談に応じます。

(1) 常設人権相談

- 受付時間 平日 8:30～17:15
- 相談方法 面接または電話
- 面接場所 千葉地方法務局5階
- 受付方法 面接の場合 千葉地方法務局人権擁護課 電話 302-1319
電話の場合 相談電話 0570-003-110(全国共通)

[問い合わせ先 千葉地方法務局 電話 302-1319、男女共同参画課]

(2) 特設人権相談

- 受付時間 毎週火曜日 10:00～15:00
- 相談方法 面接
- 相談場所 千葉中央コミュニティセンター2階
- 受付方法 当日直接会場へ

[問い合わせ先 千葉地方法務局 電話 302-1319、男女共同参画課]

2 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

判断能力が十分ではない方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行います。

- 対象 知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など
- 相談窓口 千葉市成年後見支援センター（千葉市社会福祉協議会）
千葉市ハーモニープラザ C棟3階
- 電話 209-6000
- 受付時間 月～金曜日 9:00～17:30（祝日・年末年始を除く）

[問い合わせ先 千葉市成年後見支援センター]

3 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害など精神上の障害によって判断能力が十分でない方を保護し、支援するため、家庭裁判所に適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選んでもらい、安心して生活ができるようにすることを目的とした制度です。

家庭裁判所に法定後見の開始の審判を申し立てることができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族の方です。なお、身寄りのない方については、市町村長も申し立てることができます。

また、本市では、申立てを行った方のうち、生活保護を受けている方など低所得者については、裁判所への申立て費用や保護者（対象者の配偶者及び四親等内の親族を除く）への報酬を助成します。

- 対象者 ・精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が不十分な方
・精神上の障害により、判断能力が著しく不十分な方

・精神上の障害により、判断能力が欠けているのが通常の状態にある方

[問い合わせ先 千葉家庭裁判所 電話 222-0165 (代)]

[身寄りのない認知症高齢者の方 問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

[身寄りのない知的障害者、精神障害者の方 問い合わせ先 障害者自立支援課]

[親族申立ての支援 問い合わせ先 千葉市成年後見支援センター]

4 千葉市成年後見支援センター

権利擁護支援における地域の中核機関として、成年後見制度に関するさまざまな相談に応じるとともに、専門家による法律相談も行っています。(法律相談は要予約)

○受付時間 月～金曜日 9:00～17:30

○所在地 中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザC棟3階

○電話 209-6000

[問い合わせ先 千葉市成年後見支援センター]

5 千葉県社会福祉士会

成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護に関する質問、問い合わせ等に応じています。週2回、無料で、電話・来訪相談を行っています。

○相談日時 火・木曜日 10:00～16:00

○所在地 中央区千葉港 7-1 塚本千葉第5ビル3階 千葉県社会福祉士会事務局

○電話 238-2866

6 成年後見センター・リーガルサポート 千葉県支部

判断能力が減衰した方に対し、家庭裁判所の選任により、センター登録の司法書士が、後見人等として直接支援します。

○相談日時 月・水曜日 14:00～17:00 土曜日 10:00～12:00、13:00～15:00

※祝日等を除く

専用電話 0120-971-438

○所在地 千葉市美浜区幸町 2-2-1 千葉司法書士会館内

(公社)成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部

○電話 301-7831

第6節 その他の相談

1 地域保健推進員

地域保健推進員は、町内自治会長の推薦を受け市長より委嘱された方で、2か月児を持つ家庭を全戸訪問し、育児に関する情報提供を行うなど、地域での子育てを支援しています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

2 食生活改善推進員

食生活改善推進員（ヘルスメイト）は、千葉市が主催する養成講座を修了後、市長の委嘱を受けて、地域で健康を考えた料理講習会など食生活改善のためのボランティア活動をしています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

3 ハーモニー相談(女性のための相談)

女性からの相談を受け付けています。家族、職場、健康、将来、人間関係など、様々な悩みや問題について、女性相談員が応じます（要予約）。

○利用時間 火・水・木・金曜日 10:00～20:00

土・日曜日 10:00～16:00

○予約電話 209-8771

[問い合わせ先 千葉市男女共同参画センター 電話 209-8771]

4 男性電話相談

家族、職場、生き方、人間関係、心や体などの様々な悩みや問題について、男性相談員が応じます。

○利用時間 金曜日 18:30～20:30

○相談電話 209-8773（電話のみ）

[問い合わせ先 千葉市男女共同参画センター 電話 209-8771]

5 ハローワーク

雇用に関する相談・支援、職業の相談・紹介及び雇用保険の支給等、様々な雇用サービスを行っています。

[問い合わせ先]

○ハローワーク千葉 電話 242-1181

○ハローワーク千葉南 電話 300-8609

6 マザーズハローワーク

子育てをしながら働きたい方や仕事と家庭を両立したい方に、総合的な就職支援を行っています。

[問い合わせ先 マザーズハローワークちば 電話 238-8100]

7 千葉市自立・就労サポートセンター

国(千葉労働局)と協働で、生活保護・児童扶養手当・住居確保給付金を受けている方、生活保護申請・相談中の方などを対象に、求人情報の提供、職業紹介及び就職までのサポートを行っています。

○千葉市自立・就労サポートセンター中央

所在地 中央区中央 4-5-1 きぼーる 11階

電話 223-6270

○千葉市自立・就労サポートセンター花見川

所在地 花見川区瑞穂 1-1 花見川保健福祉センター1階

電話 275-6633

○千葉市自立・就労サポートセンター稲毛

所在地 稲毛区穴川 4-12-1 稲毛区役所 2階(「千葉市ふるさとハローワークいなげ」併設)

電話 284-0860

○千葉市自立・就労サポートセンター若葉

所在地 若葉区貝塚 2-19-1 若葉保健福祉センター1階

電話 233-2337

相談日時(共通) 月～金曜日 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)

[問い合わせ先 保護課]

